

専決処分第 1 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 3 年 8 月 1 日

四万十町長 高瀬 満伸

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

区 分	変 更 前	変 更 後
1. 工 事 名	平成 2 2 ・ 2 3 年度 四万十町斎場火葬炉改修工事	同 左
2. 工 事 場 所	四万十町天ノ川 1 5 8 - 3	同 左
3. 請 負 金 額	7 0 , 5 6 0 , 0 0 0 円	7 1 , 5 0 5 , 0 0 0 円
4. 契約の相手方	新潟県新潟市北区島見町 3 3 0 7 番地 1 6 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 武徳	同 左